

令和4年度省エネ設備等導入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 一般財団法人鹿児島県環境技術協会（以下「協会」という。）は、省エネルギー対策を促進するため、省エネルギーに資する設備等を導入する鹿児島県内の中小企業者に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金 令和4年度省エネ設備等導入支援事業補助金をいう。
- (2) 補助事業 補助金の交付の対象となる事業をいう。
- (3) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。
- (4) 大企業 次のいずれかに該当する者（会社及び個人に限る。）であつて事業を営むものをいう。
 - ア 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第2号の3までに掲げる業種又は第3号の政令で定める業種のいずれかに該当する者にあつては、当該各号に該当しないもの
 - イ 特別の法律によつて設立された組合又はその連合会にあつては、中小企業支援法第2条第1項第5号に該当しないもの
- (5) 中小企業者 県内に事業所を置く法人その他の団体（国、地方公共団体、独立行政法人及び国又は地方公共団体の出資又は費用負担の比率が50%を超えるものを除く。）及び県内の住所地、居所地又は事業場等の所在地を納税地として青色申告を行っている個人事業者をいう。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。
 - ア 大企業
 - イ 中小企業支援法第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）のうち、発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有しているもの
 - ウ 中小企業者のうち、発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有しているもの
 - エ 中小企業者のうち、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めているもの
- (6) 省エネ設備等 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 省エネ設備（二酸化炭素排出量の削減に寄与する、エネルギーを効率的に消費し稼働する設備）
 - イ エネルギーマネジメントシステム機器（エネルギーの消費量を数値として表示する機能及び警報機能又は設備を制御する機能を有する機器）

ウ その他の省エネ設備等（エネルギーを消費する設備以外のものであって、導入前と比較して二酸化炭素排出量の削減に寄与することを明確に確認することができるもの）

(7) 環境マネジメントシステム 中小企業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための事業所の体制・手続き等の仕組みであり、次のいずれかに該当するものをいう。

ア ISO14001

イ エコアクション21

ウ KES（環境マネジメントシステムスタンダード）

エ エコステージ

オ その他協会が別に定めるもの

(8) 省エネ診断 専門家が現地でエネルギーの使用状況等を確認し、報告書の中で設備の運用改善や更新等の提案等を行うものであり、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 資源エネルギー庁によるエネルギー利用最適化診断事業の補助事業者が実施するもの

イ 資源エネルギー庁による地域プラットフォーム構築事業の間接補助事業者が実施するもの

ウ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第51条第1項の規定によるエネルギー管理士免状の交付を受けた者が実施するもの

エ その他協会が別に定めるもの

(9) 事業所 既設の工場・事業場、事務所、店舗その他これらに類するものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、鹿児島県内に事業所を置く中小企業者であって、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 鹿児島県税に未納がないこと。

(2) 代表者、役員及び従業員が鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。

(3) 事業終了後、導入した省エネ設備等による省エネ効果等について、県及び省エネ設備事業者のPR資料等での公表に協力すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、この補助金の目的を達成するために必要なこととして協会が定めること。

(5) 3年間の実績報告を提出できること。

（補助対象となる省エネ設備等）

第4条 補助金の交付の対象となる省エネ設備等は、鹿児島県内の事業所に設置されるものであって、別表第1に掲げる要件を満たすものとする。

（補助対象経費、補助率及び補助上限額）

第5条 補助金の交付の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2に定めるとおりとする。

- 2 補助対象経費には、以下に該当する経費は含まないものとする。
 - (1) 消費税及び地方消費税相当額
 - (2) 第8条に規定する補助金の交付の決定をした日（第10条第3項の規定により協会が事前着手を承認した場合にあっては、承認した日）前に発注、購入又は契約等を実施したもの及び発生した経費
 - (3) 省エネ診断に要する経費
- 3 補助率及び補助上限額は、別表第2のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、協会に対し提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第1号様式 別紙1）
 - (2) 収支予算書（第1号様式 別紙2）
 - (3) 省エネルギー化計画書（事業者単位）（第1号様式 別紙3-1）
 - (4) 省エネルギー化計画書（事業所単位）（第1号様式 別紙3-2）
 - (5) 温室効果ガス排出量計算書（第1号様式 別紙3-3）
 - (6) 別表第3に定める書類
- 2 補助金交付申請書の提出期限は協会が示した日とし、その提出部数は2部とする。

（補助金交付申請書の受理）

第7条 前条の規定により補助金交付申請書及び添付書類の提出があった場合、協会は当該申請書等の確認を行い、受理の可否を判断するものとする。所定の申請書及び添付書類並びにその記載内容が適正であるものについては受理し、申請書の相違等、協会が適正でないと認めたものは、受理しないこととするとともにその旨を補助金の交付の申請をした者に補助金交付申請書通知書（第2号様式）により通知するものとする。

- 2 前項において、協会が補助金交付申請書等に不備があると認めた場合は、補助金の交付の申請をした者に一定期間内に書類等の不備を是正するように指示し、受理を留保することができる。
- 3 前項にあっては、協会が指示する一定期間を超えても不備の是正がされない場合は受理しないこととし、その旨を補助金交付申請書通知書により補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。
- 4 前3項の規定は、第11条の規定により変更申請書の提出があった場合及び第20条の規定により実績報告書の提出があった場合に準用する。

（補助金の交付の決定）

第8条 協会は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付の決定をするものとする。

- 2 協会は、前項の場合において、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金の交付の決定をすることがある。

- 3 協会は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。
- (1) 第11条第2項各号に掲げる変更事由が生じたときは、同条の規定により協会の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ協会に報告してその承認又は指示を受けること。
 - (3) 補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに協会に報告してその指示を受けること。
 - (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の明細が分かる証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
 - (5) 第29条第1項に規定する取得財産は、同条第3項に規定する保有義務期間を経過するまで保有しなければならないこと。
 - (6) 事業完了後3年間の実績報告を提出すること。
 - (7) 事業のPR等に協力すること。
 - (8) 補助金交付の条件については、別表第5のとおりとする。

（補助金の交付の決定の通知）

第9条 協会は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書（第3号様式）により補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

- 2 協会は、補助金を交付すべきものと認めなかったときは、速やかに補助金不交付決定通知書（第4号様式）により補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（事前着手）

第10条 補助の対象となる省エネ設備等の発注及び支払い並びに設置工事の施工は、前条に規定する補助金の交付の決定の通知後に行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により補助金の交付の決定の通知前に省エネ設備等の発注又は設置工事の施工を行おうとする者は、補助金の交付の申請に併せて事前着手承認申請書（第5号様式）を協会に提出しなければならない。
- 3 協会は、前項の規定により申請があった場合において、事前着手がやむを得ないと認めるときは、その承認をし、事前着手承認通知書（第6号様式）により速やかに申請をした者に通知するものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第11条 補助事業者は、第9条の規定による通知を受けた後、補助事業の内容等について変更事由が生じたときは、変更申請書（第7号様式）に第6条第1項各号に規定する書類のうち変更があったものを添えて協会に提出しなければならない。

- 2 前項の変更事由は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 補助対象経費で30%を超える増減
 - (2) 補助事業の目的又は補助事業の実施に影響を及ぼす大幅な変更
- 3 協会は、第1項の規定により補助事業の内容等の変更の申請があった場合において、当該申

請の内容が適正であると認めるときは、その承認をするものとする。この場合において、補助金の交付決定額の変更を必要とするときは、併せて補助金の交付の変更の決定を行うものとする。

- 4 前項の補助金の交付の変更の決定に当たっては、原則として減額のみ行い、増額は行わないものとする。

(変更承認の条件)

第12条 協会は、補助事業の内容等の変更の承認の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付するものとする。

(変更承認の通知)

第13条 協会は、補助事業の内容等の変更の承認の決定をしたときは、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書（第8号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書（第9号様式）により速やかに補助事業の内容等の変更の申請をした者に通知するものとする

(申請の取下げ)

第14条 補助金の交付の申請をした者及び補助事業の内容等の変更の申請をした者は、第9条又は前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付若しくは交付の変更の決定（以下「交付の決定」という。）の内容又はこれらに付された条件に不服があるときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して14日を経過した日までに申請取下書（第10号様式）を協会に提出することにより申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第15条 協会は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 協会が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合は、次の各号の一に該当する場合とする。
 - (1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (2) 補助事業者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）
- 3 協会は、第1項の処分をしたときは、速やかにその処分内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の遂行)

第16条 補助事業者は、法令及び条例（以下「法令等」という。）の定め及び補助金の交付の目的に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(状況報告等)

第17条 協会は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求めることがある。

- 2 前項の規定による報告は、実施状況等報告書（第11号様式）により協会の指定する期日までに行うものとする。
- 3 補助事業者は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ中止・廃止・遅延等報告書（第12号様式）により協会に報告してその承認又は指示を受けなければならない。
 - (1) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったとき。

(補助事業の遂行等の命令)

第18条 協会は、補助事業が法令等の定め又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他協会の命令若しくは指示に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることがある。

- 2 協会は、補助事業者が前項の規定による命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることがある。この場合において、協会は、当該補助事業者が前項の規定による命令の内容に適合させるための措置を協会の指定する期日までに執らないときは、第24条の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにするものとする。

(補助対象経費の支払方法)

第19条 補助対象経費の支払方法において、他の取引との相殺払い、手形（電子手形を含む。）による支払い及び裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）による支払い、割賦販売やローン契約を利用した支払い等によるものは認めないものとする。

(実績報告)

第20条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、実績報告書（第13号様式）に次に掲げる書類を添えて協会に報告しなければならない。

- (1) 事業成果報告書（第13号様式 別紙1）
 - (2) 収支決算書（第13号様式 別紙2）
 - (3) 取得財産管理台帳（第13号様式 別紙3）の写し
 - (4) 別表第4に定める書類
- 2 前項の実績報告書の提出期限は、原則として、省エネ設備等の設置工事を完了した日又は補助対象経費の支払いが完了した日のいずれか遅い日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、

承認を受けた日) から 30 日以内又は令和 5 年 1 月 31 日のいずれか早い日とし、その提出部数は 2 部とする。

- 3 前項にかかわらず、補助事業者が、申請時点において想定できなかった事由により、定められた提出期限までに実績報告書の提出が困難となった場合は、協会は、個別に事由を勘案して提出期限を延長する場合がある。

(補助金の額の確定等)

第 21 条 協会は、補助事業の完了又は廃止に係る前条の報告を受けた場合においては、報告書及び添付書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(第 14 号様式)により当該補助事業者へ通知するものとする。

- 2 前項の交付すべき補助金の額の確定において補助金額を変更する場合にあっては、原則として減額のみ行い、増額は行わないものとする。

(是正のための措置)

第 22 条 協会は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に対して命ずることがある。

- 2 第 20 条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の交付)

第 23 条 第 21 条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(第 15 号様式)に補助金の振込先口座の通帳に係る金融機関名、支店名、口座名義及び口座番号が記載された部分の写しを添えて協会に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し)

第 24 条 協会は、補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令又は協会の命令若しくは指示に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 協会は、第 1 項の処分をしたときは、速やかにその処分内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第 25 条 協会は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

- 第 26 条 補助事業者は、第 24 条第 1 項の規定による取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を協会に納付しなければならない。
- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。
 - 3 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を協会に納付しなければならない。
 - 4 協会は、第 1 項又は前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。
 - 5 補助事業者は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助金の返還を遅延させないため執った措置、当該加算金又は延滞金の納付を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、協会に提出しなければならない。

(他の補助金の一時停止等)

- 第 27 条 協会は、補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することがある。

(省エネルギー化状況報告)

- 第 28 条 補助事業者は、補助事業について補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から 3 年間、省エネルギー化状況報告書（第 17 号様式）を鹿児島県知事に提出しなければならない。
- 2 前項の事業状況報告書の提出は、提出すべき各年度の 5 月末までに行わなければならない。

(取得財産の管理等)

- 第 29 条 補助金の交付を受けた者は、補助金により取得した省エネ設備等（以下「取得財産」という。）を、省エネ設備等の設置を完了した後においても、法令を遵守し継続的に善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助金の交付を受けた者は、取得財産を省エネ設備等の設置を完了した日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間を経過するまで保有しなければならない。
 - 3 補助金の交付を受けた者は、前項の取得財産の保有を義務付けられる期間（以下「保有義務期間」という。）内に取得財産を保有しないこととなった場合には、あらかじめ財産処分承認申請書（第 18 号様式）により協会に申請するものとする。

- 4 協会は、補助金の交付を受けた者が第2項の規定に違反したと認めるときは、第24条第1項及び第2項の規定に基づき交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。
- 5 補助金の交付を受けた者は、取得財産について、第20条第1項第3号に規定する取得財産管理台帳を備え、管理するものとする。
- 6 協会は、補助金の交付を受けた者が取得財産を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を協会に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第30条 取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の取得財産については、保有義務期間内に処分(補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。)することを制限する。

- 2 補助金の交付を受けた者は、保有義務期間内に取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書を提出し、協会の承認を受けなければならない。
- 3 協会は、前条第3項又は前項の申請を適正と認めるときは、当該申請に係る処分の内容について承認し、その旨を申請した者に通知するものとする。協会が承認する場合においても、取得財産の処分の目的、事由によっては、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。
- 4 補助金の交付を受けた者が、前項の規定による承認を得ずに取得財産の処分を行ったことが判明した場合、協会は、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。
- 5 第26条第3項から第5項までの規定は、前条第4項の規定により補助金の全部又は一部を返還する場合、同条第6項の規定により収入の全部又は一部を納付させる場合及び第3項又は前項の規定により補助金の全部又は一部を返還する場合について準用する。
- 6 前条第6項の規定は、第3項の承認をする場合について準用する。

(立入検査等)

第31条 協会は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は協会職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

(証拠書類の保管)

第32条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を5年間保管しなければならない。

(手続きの代行)

第33条 補助金の交付の申請をする者及び補助事業者(以下「補助事業者等」という。)は、第6条に規定する補助金の交付の申請、第11条に規定する補助事業の内容等の変更の申請、第20条に規定する実績報告に係る業務の手続きの一部の代行について、第三者(以下「手続代行者」という。)に依頼することができるものとする。

- 2 補助事業者等は、前項の規定により手続代行者に依頼したときは、手続代行者届出書（第 20 号様式）により協会に届け出るものとする。
- 3 手続代行者は、補助事業者等の指示に従い依頼された手続きを誠意をもって実施しなければならない。また、手続きの代行を通じて申請書又は報告書に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に従って取り扱うものとする。
- 4 手続代行に係る費用は、補助対象経費として計上できないものとする。
- 5 補助事業者等が手続代行者に依頼する場合であっても、補助金の交付に係る協会からの通知書等は全て補助事業者等に送付するものとする。

（雑則）

第 34 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 6 月 27 日から施行する。
- 2 令和 5 年 3 月 16 日以降におけるこの要綱の適用に当たっては、「協会」とあるのは「鹿児島県知事」に読み替えるものとする。

別表第1

省エネ設備等の要件

- ① 省エネルギー化計画書に位置付けられている省エネ設備等であり、かつ、省エネ設備等を設置しようとする事業所全体の省エネ診断を実施した者により提案されたものであること。
(省エネ診断実施結果報告書の写しを添付すること。)
- ② 既存設備の更新であること。既存設備の更新とは、更新前後の使用用途が同一の設備への更新のことをいう。更新対象となる既存設備は、原則として撤去又は稼働不能状態とする必要がある。ただし、エネルギーマネジメントシステム機器及びエネルギー消費設備以外のものについては、更新に限らず、新設も補助対象とする。
- ③ 新品（未使用品）であること。
- ④ 補助金の交付を受けて省エネ設備等を設置しようとする者が自ら所有するものであること。
- ⑤ 資源エネルギー庁による機器・建材トップランナー制度の対象となる省エネ設備等については、当該制度におけるトップランナー基準を満たすもの（補助金の交付を受けようとする年度時点における判断基準を達成しているものに限る。）又はこれと同程度の性能を有すると認められるものであること。
- ⑥ 再生可能エネルギー発電設備ではないこと。
- ⑦ 省エネ設備にあつては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数が5年以上であること。
- ⑧ 国の補助金又は鹿児島県の他の補助金の交付を受けるものではないこと。
- ⑨ その他、この補助金の目的を達成するために必要なこととして協会が定めること。

別表第2

補助対象経費、補助率及び補助上限額

補助対象経費	区 分		補助率	補助上限額
省エネ設備等の購入及び設置工事に要する経費その他	省エネ設備等（エネルギーマネジメントシステム機器を除く。）	環境マネジメントシステムの認証・登録を受けている事業所	2分の1以内	3,000千円
		上記以外の事業所	3分の1以内	2,000千円
協会が特に必要と認める経費	エネルギーマネジメントシステム機器	環境マネジメントシステムの認証・登録を受けている事業所	2分の1以内	1,500千円
		上記以外の事業所	3分の1以内	1,000千円

注1 補助金額は、千円未満を切り捨てる。

2 補助上限額は、一つの事業所に対して同一年度に交付する補助金の上限額である。

3 導入する省エネ設備等（エネルギーマネジメントシステム機器を除く。）に県内に本社を置く製造業者により最終的な製品として製造されたもの（以下「県内製造品」という。）が含まれる場合にあっては、別表にかかわらず、県内製造品の購入費（設置工事費は含まない。以下同じ。）の補助率は、2分の1以内とし、補助上限額は、別表の補助上限額に県内製造品の購入費に係る補助金算出額（1,000千円を超える場合には1,000千円）を加えた額とする。

4 補助対象とならない経費を例示すると、次のとおりである。

- ・再生可能エネルギー発電設備の導入に係る経費
- ・既存設備の撤去又は廃棄に係る経費
- ・振込手数料、代引き手数料
- ・国の補助金や他の補助金を受ける事業に係る経費
- ・公租公課（消費税及び地方消費税等）
- ・用地、建物の取得に要する経費
- ・省エネ診断に要する経費

別表第3

補助金交付申請書に添付すべき書類

- ① 事業計画書
- ② 収支予算書
- ③ 省エネルギー化計画書（事業者単位）
- ④ 省エネルギー化計画書（事業所単位）
- ⑤ 温室効果ガス排出量計算書
- ⑥ 補助対象経費の積算が確認できる書類（見積依頼書・見積仕様書、3社以上の見積書）
- ⑦ 更新前の設備等及び導入する設備等の設置状況が確認できる書類（事業所及び建物の位置図、平面図、配置図等）
- ⑧ 更新前の設備等の内容、性能、設置状況が確認できる書類（製品カタログ、現状の設置状況が分かる写真等）
- ⑨ 導入する設備等の内容、性能が確認できる書類（製品カタログ等）
- ⑩ 県内製造品であることを確認できる書類（県内製造品を導入する場合）
- ⑪ 省エネ診断実施結果報告書の写し
- ⑫ エネルギー管理士免状の写し（エネルギー管理士免状の交付を受けた者が省エネ診断を実施した場合）
- ⑬ 環境マネジメントシステムの認証・登録証（認証・登録を受けている場合）
- ⑭ 履歴事項全部証明書（申請者が法人の場合、3ヶ月以内の原本）（リースの場合はリース会社及びリース契約者）
- ⑮ 直近かつ税務署押印済みの確定申告書（第一表）の写し及び運転免許証など身分を証する書類等（申請者が個人事業者の場合）
- ⑯ 鹿児島県税に未納がないことの証明書（リースの場合はリース会社及びリース契約者）
- ⑰ 施設を設置する土地・建物の全部事項証明
- ⑱ 土地・建物に省エネ設備等を設置することの許諾書（申請者もしくはリース契約者が所有者でない場合）
- ⑲ 貸与料金算定根拠明細書（リース契約の場合、補助金によってリース料が減額されていること）
- ⑳ 手続代行者届出書（手続き代行業務を委託する場合）
- ㉑ その他必要に応じて協会が定めるもの

別表第4

実績報告書に添付すべき書類

- ① 事業成果報告書（第13号様式 別紙1）
- ② 収支決算書（第13号様式 別紙2）
- ③ 取得財産等管理台帳（第13号様式 別紙3）
- ④ 発注書・契約書またはそれに類する書類
- ⑤ 納品書またはそれに類する書類
- ⑥ 請求書・請求内訳書
- ⑦ 補助対象経費の支払いが確認できる書類（領収書の写し）
- ⑧ 導入した設備等の設置状況が確認できる書類（設置状況が分かる平面図、設備・銘板の写真等）
- ⑨ 導入した設備等が新品であることを確認できる書類（出荷証明書、製造メーカーの保証書等）
- ⑩ 更新前設備を撤去又は稼働不能状態にしたことが分かる書類（更新の場合）
- ⑪ リース契約書の写し（リース契約の場合）
- ⑫ その他協会が必要と認める書類

別表第5

補助金交付の条件

1 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付要綱（令和2年6月22日総行政第148号）、令和4年度省エネ設備等導入支援事業補助金交付要綱に従わなければならない。

2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業終了後においても、法定耐用年数の期間（以下「処分制限期間」という。）内は、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳（第13号様式別紙3）並びにその他必要な関係書類を整備保管し、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助事業の目的に沿って使用しその効率的な運用を図らなければならない。

3 補助事業者は、2の財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものについて、処分制限期間内は、協会（令和5年3月16日以降は「県知事」、以下同じ）の承認を受けずに、補助事業の目的に反して使用、譲り渡し、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供してはならない。

なお、処分制限期間内に協会の承認を受けずに処分等を行った場合は、当該財産の取得に要した補助金相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

4 補助事業者は、処分制限期間内に財産の処分等の承認を受けようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（第18号様式）を協会に提出し承認を受けなければならない。

また、協会の承認を得て、財産の処分等を行ったことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を納付させることがある。

5 補助事業者は、当該財産等が処分制限期間内に補助金の交付の目的を達成することができなくなった場合は、速やかに協会と協議し、その指示に従って当該財産等の取得等に要した補助金相当額の全部又は一部を納付しなければならない。

6 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合は、これを減じて申請しなければならない。

ただし、消費税相当額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合、当該補助事業の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

7 補助事業者は、実績報告の提出後に、当該補助金額に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において6により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を実績報告を提出した翌年度の6月15日まで（当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定していない場合は翌々年度の6月15日まで）に県知

事に報告（第 16 号様式）するとともに、県知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

8 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間備え、整理保管しておかなければならない。

一般財団法人鹿児島県環境技術協会
理事長 宮廻 甫允 殿

所在地
申請者 名 称
職・代表者名

令和4年度省エネ設備等導入支援事業 補助金交付申請書

省エネ設備等導入支援事業を実施したいので、下記のとおり補助金を交付くださるよう、令和4年度省エネ設備等導入支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の概要

実施予定期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
補助対象経費（事業費総額）	円
補助金交付申請額	円

2 連絡担当者

所属名		職 名	
氏 名		電 話	
FAX		E-mail	

3 誓約事項 ※以下のすべての項目に☑を入れてください。

- 当事業者（私）は、反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないことを確約します。
- 当事業者（私）は、現在、法令違反による処罰を受けておらず事業運営に支障のないことを確約します。
- 申請書及び添付書類の記載事項に虚偽はありません。なお、虚偽の申請等を行ったことが判明した場合には補助金を返還します。

4 関係書類

- (1) 事業計画書（第1号様式 別紙1）
- (2) 収支予算書（第1号様式 別紙2）
- (3) 省エネルギー化計画書（事業者単位）（第1号様式 別紙3-1）
- (4) 省エネルギー化計画書（事業所単位）（第1号様式 別紙3-2）
- (5) 温室効果ガス排出量計算書（第1号様式 別紙3-3）
- (6) 補助対象経費の積算が確認できる書類（見積書等）
- (7) 更新前の設備及び導入する設備の設置状況が確認できる書類（事業所及び建物の位置図、平面図、配置図等）
- (8) 更新前設備等の内容、性能、設置状況が確認できる書類（製品カタログ、現状の設置状況が分かる写真等）
- (9) 導入する設備等の内容、性能が確認できる書類（製品カタログ等）
- (10) 県内製造品であることを確認できる書類（県内製造品を導入する場合）
- (11) 省エネ診断実施結果報告書の写し
- (12) エネルギー管理士免状の写し（エネルギー管理士免状の交付を受けた者が省エネ診断を実施した場合）
- (13) 環境マネジメントシステムの認証・登録証（認証・登録を受けている場合）
- (14) 履歴事項全部証明書（申請者が法人の場合、3ヶ月以内の原本）（リースの場合はリース会社及びリース契約者）
- (15) 直近かつ税務署押印済みの確定申告書（第一表）の写し及び運転免許証など身分を証する書類等（申請者が個人事業者の場合）
- (16) 鹿児島県税に未納がないことの証明書（リースの場合はリース会社及びリース契約者）
- (17) 施設を設置する土地・建物の全部事項証明
- (18) 土地・建物に省エネ設備等を設置することの許諾書（申請者もしくはリース契約者が所有者でない場合）
- (19) 貸与料金算定根拠明細書（リース契約の場合、補助金によってリース料が減額されていること）
- (20) 手続代行者届出書（手続き代行業務を委託する場合）
- (21) その他必要に応じて協会が定めるもの

事業計画書

1 申請者の概要等

事業者名				
本店（主たる事務所）の所在地	〒			
代表者氏名	(役職)		(氏名)	
産業分類*1	中分類コード		項目名	
資本金			従業員数	(※申請時点の従業員数を記入)
申請者の主な業務内容				

*1 日本標準産業分類（平成25年（2013年）10月改定）の中分類コードを記入してください。

2 事業計画

(1) 補助事業を実施する事業所	事業所名： 所在地：
(2) 事業の目的・必要性	

(3) 事業内容及び期待される効果

※今回の事業で導入する全ての設備等についてそれぞれの内容及び期待される効果を記入してください。

設備等 ①

※以下に該当する場合は、及びメーカー名等を記入してください。

導入する設備等は県内製造品である。

メーカー名:

メーカー本社所在地:

設備等を導入する事業所の所在地:

区分	設備の種類	メーカー名	型番	数量
更新前設備				
導入する設備等				

(内容)

(期待される効果)

設備等 ②

※以下に該当する場合は、及びメーカー名等を記入してください。

導入する設備等は県内製造品である。

メーカー名:

メーカー本社所在地:

設備等を導入する事業所の所在地:

区分	設備の種類	メーカー名	型番	数量
更新前設備				
導入する設備等				

(内容)

(期待される効果)

	<p>設備等 ③</p> <p>※以下に該当する場合は、<input checked="" type="checkbox"/>及びメーカー名等を記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 導入する設備等は県内製造品である。</p> <p>メーカー名： メーカー本社所在地： 設備等を導入する事業所の所在地：</p> <table border="1" data-bbox="386 456 1406 698"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設備の種類</th> <th>メーカー名</th> <th>型番</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>更新前 設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>導入する 設備等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(内容)</p> <p>(期待される効果)</p>	区分	設備の種類	メーカー名	型番	数量	更新前 設備					導入する 設備等				
区分	設備の種類	メーカー名	型番	数量												
更新前 設備																
導入する 設備等																
(4) 省エネ診断 の実施状況	<p>実施日：令和 年 月 日</p> <p>実施者名： (所属： 資格：)</p> <p>いずれかに○印</p> <p>() エネルギー利用最適化事業 () 地域プラットフォーム構築事業 () エネルギー管理士による省エネ診断 () そのほか []</p> <p>省エネ診断実施報告書を添付すること</p>															
(5) 事業スケジ ュール																
(6) 国又は県等 の補助事業 の有無(過 去2年分)	<p>(今回の申請事業に関する他の補助金)</p> <p><input type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>申請中</p> <p>[事業名： テーマ：]</p> <p>※「有」又は「申請中」の場合、事業計画書を添付すること。</p>															

	<p>(その他の省エネ設備等の導入に係る他の補助金)</p> <p><input type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>申請中</p> <p>(事業名：)</p> <p>(テーマ：)</p>
--	---

※スペースが足りない場合には、適宜スペースを追加の上、記入してください。

収支予算書

事業者名:
事業所名:

1 支出内訳 (単位:円)

(1) 省エネ設備等 (エネルギーマネジメントシステム機器を除く) の導入に係る支出

区 分	内容	金額※税抜	説明・積算内訳	見積書番号
合計				
補助対象経費 A※1			※1 600万円まで	
補助金交付申請額 (認証・登録あり)	B※2 (A×1/2)		※2 1,000円未満切り捨て 上限300万円	
補助金交付申請額 (認証・登録なし)	B※3 (A×1/3)		※3 1,000円未満切り捨て 上限200万円	

(2) エネルギーマネジメントシステム機器の導入に係る支出

区 分	内容	金額※税抜	説明・積算内訳	見積書番号
合計				
補助対象経費 C※4			※4 300万円まで	
補助金交付申請額 (認証・登録あり)	D※5 (C×1/2)		※5 1,000円未満切り捨て 上限150万円	
補助金交付申請額 (認証・登録なし)	D※6 (C×1/3)		※6 1,000円未満切り捨て 上限100万円	

省エネルギー化計画書（事業者単位）

事業者名：

1 現状分析

これまでの省エネルギー化に向けた取組及び今後の課題

※管理体制や設備の運転管理等の観点から貴事業者のこれまでの省エネルギー化に向けた取組及び今後の課題を記入してください。

2 計画期間

令和4年度～令和6年度（3年間）

※本計画は、令和4年度から令和6年度までの3年間で設定することとします。

3 省エネルギー化に向けた取組による温室効果ガス削減目標

令和3年度のCO ₂ 排出量実績（A）	t
令和6年度のCO ₂ 排出量目標（B）	t
目標削減率（C） $(A-B) / A \times 100$	%

※既に具体的な目標を設定している場合は記入してください。

4 省エネルギー化に向けた今後の取組に係る基本方針

※ 「1 現状分析」に記入した今後の課題を踏まえ、基本的な方向性について記入してください。

5 省エネルギー化に向けた今後の具体的な取組の内容

今後の具体的な取組の内容

〈令和4年度〉

〈令和5年度〉

〈令和6年度〉

※事業期間を含めた令和4年度から令和6年度までの取組の内容を記入してください。

※スペースが足りない場合には、適宜スペースを追加の上、記入してください。

省エネルギー化計画書（事業所単位）

事業者名：

今回事業を実施する事業所名及び所在地
(事業所名)
(所在地)

1 省エネルギー化に向けた今後の具体的な取組の内容

	取組内容	取組前	取組後	CO ₂ 削減量 (t) (A-B)	投資額(千円)
		CO ₂ 排出量 (t) (A)	CO ₂ 排出量 (t) (B)		
令和4年度				0	
				0	
				0	
				0	
	合計(a)				0
令和5年度				0	
				0	
				0	
				0	
	合計(b)				0
令和6年度				0	
				0	
				0	
				0	
	合計(c)				0

※補助事業を実施する事業所での取組内容等を記入してください。

※各取組によるCO₂排出量などは、製品カタログ資料やメーカーへの聞き取りなどから算出し、可能な範囲で記入してください。

2 省エネルギー化に向けた取組による温室効果ガス削減目標

令和3年度 CO ₂ 排出量 実績(t)	令和6年度 CO ₂ 排出量 目標(t)	目標削減率(令和3年度に対する 令和6年度のCO ₂ 削減率)(%)
	0	

※補助事業を実施する事業所の排出量を記入してください。

※令和3年度のCO₂排出量については、「第1号様式別紙3-3 温室効果ガス排出量計算書」の「CO₂量合計」の値を記入してください。

温室効果ガス排出量計算表

事業者名:
事業所名:

計算方法							
「①使用量」欄に、事業所で使用した燃料、熱、電気ごとの年度(4/1~3/31)の使用量を記入してください。							
(1) 「液化石油ガス(LPG)」については、供給事業者からの使用量が m^3 で表示されている場合、tに換算する必要があります。換算係数は、ガス会社により異なるので、ガス会社に確認の上、換算します。不明の場合はプロパン: $1m^3=1/502t$ 、ブタン: $1m^3=1/355t$ 、プロパン・ブタン混合: $1m^3=1/458t$ とします。							
(2) 「都市ガス」については、「③排出係数」として日本ガスの排出係数を入力してあります。日本ガス以外から供給を受けている場合は参考1の排出係数に書き換えて算定を行ってください。							
(3) 「電気」については、「③排出係数」として九州電力の排出係数を入力してあります。九州電力以外から供給を受けている場合は参考3の排出係数に書き換えて算定を行ってください。(*電気事業者: 電力の供給を受ける小売電気事業者)							
(4) 燃料及び熱のCO ₂ 量は、参考2を使用して算定してください。							
参考1「都市ガスの熱量換算係数」 参考2「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」 参考3「電気事業者別二酸化炭素排出係数」 参考1~3の掲載場所(県HP) https://www.pref.kagoshima.jp/ad02/kurashi-kankyo/kankyo/ondanka/jyourei/ontaimanyuaru.html							
エネルギーの種類	単位	①使用量	②熱量換算係数	熱量(GJ)	③排出係数	CO ₂ 排出量(t-CO ₂)	
燃料及び熱	原油(コンデンセートを除く。)	kl		38.2	0.0	0.0187	0.0
	原油のうちコンデンセート(NGL)	kl		35.3	0.0	0.0184	0.0
	揮発油(ガソリン)	kl		34.6	0.0	0.0183	0.0
	ナフサ	kl		33.6	0.0	0.0182	0.0
	灯油	kl		36.7	0.0	0.0185	0.0
	軽油	kl		37.7	0.0	0.0187	0.0
	A重油	kl		39.1	0.0	0.0189	0.0
	B・C重油	kl		41.9	0.0	0.0195	0.0
	液化石油ガス(LPG)	t		50.8	0.0	0.0161	0.0
	液化天然ガス(LNG)	t		54.6	0.0	0.0135	0.0
	都市ガス	千 m^3		46.04655	0.0	0.0136	0.0
	その他燃料				0.0		0.0
	産業用蒸気	GJ		1.02	0.0	0.060	0.0
	産業以外の蒸気	GJ		1.36	0.0	0.057	0.0
	温水	GJ		1.36	0.0	0.057	0.0
	冷水	GJ		1.36	0.0	0.057	0.0
燃料及び熱 小計			熱量小計(GJ)	0.0	CO₂量小計	0.0	
電気	電気事業者*九州電力(株)(昼間買電)	千kWh		9.97	0.0	0.344	0.0
	電気事業者*九州電力(株)(夜間買電)	千kWh		9.28	0.0	0.344	0.0
	電気事業者*()(昼間買電)	千kWh		9.97	0.0		0.0
	電気事業者*()(夜間買電)	千kWh		9.28	0.0		0.0
				9.97	0.0		0.0
				9.28	0.0		0.0
	(昼間買電)合計	千kWh	0.0	—	0.0	—	0.0
	(夜間買電)合計	千kWh	0.0	—	0.0	—	0.0
	屋久島電工株式会社	千kWh		0.032	0.0	0.0022	0.0000
	その他(自家発電)	千kWh		—	—	—	—
電気 小計			熱量小計(GJ)	0.0	CO₂量小計	0.0	
燃料・熱・電気 合計				熱量合計(GJ)	0.0	CO₂量合計	0
				原油換算係数	0.0258		
				原油換算エネルギー使用量(kl)	0		

備考1 原油換算エネルギー使用量: 熱量合計(GJ)※ × 原油換算係数(0.0258)
 ※使用した燃料及び他人から供給された熱・電気の熱量合計

備考2 CO₂排出量=下記 i) ~ iii) の合計

i) 燃料の使用に伴うCO₂排出量

①(燃料の種類ごとに) 燃料の使用量(t, kl, 千 m^3) × ②熱量換算係数 × ③排出係数(t-C/GJ) × 44/12

ii) 他人から供給された熱の使用に伴うCO₂排出量

①(熱の種類ごとに) 熱の使用量(GJ) × ②熱量換算係数 × ③排出係数(t-CO₂/GJ)

iii) 他人から供給された電気の使用に伴うCO₂排出量

様

一般財団法人鹿児島県環境技術協会
理事長 宮廻 甫允

令和4年度省エネ設備等導入支援事業 補助金交付申請書（受理・保留・返却）通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった省エネ設備等導入支援事業補助金については下記のとおりですので、令和4年度省エネ設備等導入支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

（ ）令和 年 月 日付けで受理しました。後日審査結果をお知らせします。

（この通知は交付決定の通知ではありません）

（ ）以下の理由により保留としています。速やかな対応をお願いします。

令和 年 月 日までに対応いただけなかった場合は、申請書類は返却扱いとなります。補助金の交付の決定は予算の範囲内で行うこととしており、ご対応いただいた時期によっては、締め切りとなっていることがありますので、ご承知おきください。

〈保留理由〉

（ ）以下の理由により、受理せず返却します。

〈返却理由〉

様

一般財団法人鹿児島県環境技術協会
理事長 宮廻 甫允

令和4年度省エネ設備等導入支援事業 補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった省エネ設備等導入支援事業補助金については、令和4年度省エネ設備等導入支援事業補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり交付することに決定しました。

記

1 補助対象経費及び補助金交付決定額

(1) 補助対象経費（事業費総額）	円
(2) 補助金交付決定額	円

2 交付の条件

- (1) 補助対象経費で30%を超える増減又は補助事業の目的若しくは補助事業の実施に影響を及ぼす大幅な変更が生じたときは、協会の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ協会に報告してその承認又は指示を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに協会に報告してその指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の明細が分かる証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 補助金により取得した省エネ設備等は、設置を完了した日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過するまで保有しなければならないこと。
- (6) その他令和4年度省エネ設備等導入支援事業補助金交付要綱の定めに従うこと。

様

一般財団法人鹿児島県環境技術協会
理事長 宮廻 甫允

令和4年度省エネ設備等導入支援事業 補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった省エネ設備等導入支援事業については、審査の結果、補助金を交付しないこととしましたので、令和4年度省エネ設備等導入支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

一般財団法人鹿児島県環境技術協会
理事長 宮廻 甫允 殿

所在地
申請者 名称
職・代表者名

令和4年度省エネ設備等導入支援事業 事前着手承認申請書

補助金交付申請を行っている省エネ設備等導入支援事業について、補助金交付決定を待たずに着手したいので、令和4年度省エネ設備等導入支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

なお、今後、交付決定がなされなかつたり交付決定額が交付申請額を下回るなどして、事前着手したことに伴う不利益が生じたことを理由に、異議を申し立てることはありません。

記

1 着手予定日等

省エネ設備等の発注	令和 年 月 日	納品	令和 年 月 日
設置工事の開始	令和 年 月 日	完了	令和 年 月 日

2 交付決定を待たずに着手する理由

様

一般財団法人鹿児島県環境技術協会
理事長 宮廻 甫允

令和4年度省エネ設備等導入支援事業 事前着手承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった省エネ設備等導入支援事業の事前着手については、令和4年度省エネ設備等導入支援事業補助金交付要綱第10条第3項の規定により下記の条件を付して承認します。

記

- 1 交付決定がなされなかったり、交付決定額が交付申請額を下回るなどして、事前着手したことに伴う不利益が生じたことを理由に、異議の申立てをしないこと。
- 2 令和4年度省エネ設備等導入支援事業補助金交付要綱その他当協会の定めに従って事業を実施すること。

令和 年 月 日

一般財団法人鹿児島県環境技術協会
理事長 宮廻 甫允 殿

所在地
申請者 名称
職・代表者名

令和4年度省エネ設備等導入支援事業 変更申請書

令和 年 月 日付け鹿環協第 号で補助金交付決定通知のあった省エネ設備等導入支援事業を下記のとおり変更したいので、令和4年度省エネ設備等導入支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の概要

事業区分	当初計画	変更後	変更理由

2 変更の内容

(1) 補助対象経費及び補助金交付申請額

区分	変更前	変更後
補助対象経費	円	円
他の制度等による補助金又は助成金を受けていることの有無	有 ・ 無	有 ・ 無
補助金交付申請額	円	円

(2) 補助事業の内容

別紙事業計画書のとおり

（交付申請時に提出した事業計画書（第1号様式 別紙1）の変更しようとする箇所に変更後の内容を記入する。）

様

一般財団法人鹿児島県環境技術協会
理事長 宮廻 甫允

令和4年度省エネ設備等導入支援事業 変更承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった省エネ設備等導入支援事業の変更については、令和4年度省エネ設備等導入支援事業補助金交付要綱第11条第3項の規定により承認します。

様

一般財団法人鹿児島県環境技術協会
理事長 宮廻 甫允

令和4年度省エネ設備等導入支援事業 補助金変更交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった省エネ設備等導入支援事業の変更については、令和4年度省エネ設備等導入支援事業補助金交付要綱第11条第3項の規定により承認し、下記のとおり変更決定します。

記

1 補助対象経費及び変更交付決定額

(1) 補助対象経費（事業費総額）	円
(2) 変更交付決定額	円

2 交付の条件

令和 年 月 日

一般財団法人鹿児島県環境技術協会
理事長 宮廻 甫允 殿

所在地
申請者 名称
職・代表者名

令和4年度省エネ設備等導入支援事業 補助金交付 (変更) 申請取下書

令和 年 月 日付けで交付 (変更) 申請した省エネ設備等導入支援事業については、令和4年度省エネ設備等導入支援事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり取り下げます。

記

申請年月日	令和 年 月 日
交付申請額	円
取り下げの理由	

一般財団法人鹿児島県環境技術協会
理事長 宮廻 甫允 殿

	所 在 地
補助事業者	名 称
	職・代表者名

令和4年度省エネ設備等導入支援事業 実施状況等報告書

令和 年 月 日付け鹿環協第 号の（変更）交付決定通知に基づく省エネ設備等導入支援事業の実施状況等について、令和4年度省エネ設備等導入支援事業補助金交付要綱第17条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業の実施状況等

一般財団法人鹿児島県環境技術協会
理事長 宮廻 甫允 殿

所在地
補助事業者 名称
職・代表者名

令和4年度省エネ設備等導入支援事業 中止・廃止・遅延等報告書

令和 年 月 日付け鹿環協第 号で交付決定通知のあった省エネ設備等導入支援事業における中止・廃止・遅延等について、令和4年度省エネ設備等導入支援事業補助金交付要綱第17条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

中止・廃止・遅延等の内容及び原因	
中止・廃止・遅延等に対する処理	
中止・廃止・遅延等が補助事業に及ぼす影響	
交付申請時の工事完了予定年月日	令和 年 月 日
本報告時の工事完了予定年月日	令和 年 月 日 中止・廃止の場合は空欄

一般財団法人鹿児島県環境技術協会
理事長 宮廻 甫允 殿

所在地
補助事業者 名称
職・代表者名

令和4年度省エネ設備等導入支援事業 実績報告書及び交付請求書

令和 年 月 日付け鹿環協第 号の交付決定通知に基づき、省エネ設備等導入支援事業を実施したので、令和4年度省エネ設備等導入支援事業補助金交付要綱第20条第1項の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。なお、交付金額が確定した際は、令和4年度省エネ設備等導入支援事業補助金交付要綱第23条の規定により、確定した額を振込口座届出書で指定の口座に振り込みにより交付されたく請求します。

記

1 補助事業の概要

実施期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
補助対象経費（事業費総額）	円
補助金実績報告額	円

2 連絡担当者

所属名		職名	
氏名		電話	
FAX		E-mail	

3 関係書類

- (1) 事業成果報告書（第13号様式 別紙1）
- (2) 収支決算書（第13号様式 別紙2）
- (3) 取得財産等管理台帳（第13号様式 別紙3）
- (4) 発注書・契約書またはそれに類する書類
- (5) 納品書またはそれに類する書類
- (6) 請求書・請求内訳書
- (7) 補助対象経費の支払いが確認できる書類（領収書の写し）

- (8) 導入した設備等の設置状況が確認できる書類（設置状況が分かる平面図、設備・銘板の写真等）
- (9) 導入した設備等が新品であることを確認できる書類（出荷証明書、製造メーカーの保証書等）
- (10) 更新前設備を撤去又は稼働不能状態にしたことが分かる書類（更新の場合）
- (11) リース契約書（リース契約の場合）
- (12) その他協会が必要と認める書類

事業成果報告書

1 補助事業者の概要等

事業者名				
本店(主たる事務所)の所在地	〒			
代表者氏名	(役職)		(氏名)	
産業分類*1	中分類コード		項目名	
資本金			従業員数	(※実績報告時点の従業員数を記入)
補助事業者の主な業務内容				

*1 日本標準産業分類(平成25年(2013年)10月改定)の中分類コードを記入してください。

2 事業成果

(1) 補助事業を実施した事業所	事業所名： 所在地：
(2) 事業の目的・必要性	

<p>(3) 事業内容及び事業実施による効果</p> <p>※今回の事業で導入した全ての設備等についてそれぞれ内容及び事業実施による効果を記入してください。</p>	<p><u>設備等 ①</u></p> <p>※以下に該当する場合は、<input checked="" type="checkbox"/>及びメーカー名等を記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 導入する設備等は県内製造品である。</p> <p style="margin-left: 20px;">メーカー名：</p> <p style="margin-left: 20px;">メーカー本社所在地：</p> <p>設備等を導入する事業所の所在地：</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 30%;">設備の種類</th> <th style="width: 20%;">メーカー名</th> <th style="width: 20%;">型番</th> <th style="width: 10%;">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>更新前設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>導入した設備等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(内容)</p> <p>(事業実施による効果)</p> <p><u>設備等 ②</u></p> <p>※以下に該当する場合は、<input checked="" type="checkbox"/>及びメーカー名等を記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 導入する設備等は県内製造品である。</p> <p style="margin-left: 20px;">メーカー名：</p> <p style="margin-left: 20px;">メーカー本社所在地：</p> <p>設備等を導入する事業所の所在地：</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 30%;">設備の種類</th> <th style="width: 20%;">メーカー名</th> <th style="width: 20%;">型番</th> <th style="width: 10%;">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>更新前設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>導入した設備等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(内容)</p> <p>(事業実施による効果)</p>	区分	設備の種類	メーカー名	型番	数量	更新前設備					導入した設備等					区分	設備の種類	メーカー名	型番	数量	更新前設備					導入した設備等				
区分	設備の種類	メーカー名	型番	数量																											
更新前設備																															
導入した設備等																															
区分	設備の種類	メーカー名	型番	数量																											
更新前設備																															
導入した設備等																															

	<p>設備等 ③</p> <p>※以下に該当する場合は、<input checked="" type="checkbox"/>及びメーカー名等を記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 導入する設備等は県内製造品である。</p> <p>メーカー名： メーカー本社所在地： 設備等を導入する事業所の所在地：</p> <table border="1" data-bbox="368 456 1367 705"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設備の種類</th> <th>メーカー名</th> <th>型番</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>更新前設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>導入した設備等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(内容)</p> <p>(事業実施による効果)</p>	区分	設備の種類	メーカー名	型番	数量	更新前設備					導入した設備等				
区分	設備の種類	メーカー名	型番	数量												
更新前設備																
導入した設備等																
<p>(4) 国又は県等の補助事業の有無(過去2年分)</p>	<p>(今回の補助事業に関する他の補助金)</p> <p><input type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>申請中</p> <p>(事業名： テーマ：)</p> <p>※「有」又は「申請中」の場合、事業計画書を添付すること。</p> <p>(その他の省エネ設備等の導入に係る補助金)</p> <p><input type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>申請中</p> <p>(事業名： テーマ：)</p>															

※スペースが足りない場合には、適宜スペースを追加の上、記入してください。

収支決算書

事業者名:
事業所名:

1 支出内訳 (単位:円)

(1) 省エネ設備等 (エネルギーマネジメントシステム機器を除く) の導入に係る支出

区 分	内 容	金額※税抜	説明・積算内訳	見積書番号
合計				
補助対象経費 A ^{※1}			※1 600万円まで	
補助金実績報告額 (認証・登録あり)	B ^{※2} (A×1/2)	0	※2 1,000円未満切り捨て 上限300万円	
補助金実績報告額 (認証・登録なし)	B ^{※3} (A×1/3)	0	※3 1,000円未満切り捨て 上限200万円	

(2) エネルギーマネジメントシステム機器の導入に係る支出

区 分	内 容	金額※税抜	説明・積算内訳	見積書番号
合計				
補助対象経費 C ^{※4}			※4 300万円まで	
補助金実績報告額 (認証・登録あり)	D ^{※5} (C×1/2)	0	※5 1,000円未満切り捨て 上限150万円	
補助金実績報告額 (認証・登録なし)	D ^{※6} (C×1/3)	0	※6 1,000円未満切り捨て 上限100万円	

(3) 県内製造業品の購入費に係る支出

(単位：円)

区 分	内 容	金額※税抜	説明・積算内訳	見積書番号
合計				
補助対象経費 E ^{※7}			※7 200万円まで	
補助金実績報告額 F ^{※8} (E×1/2)		0	※8 1,000円未満切り捨て 上限100万円	
補助金実績 報告合計額	G (B+D+F)	0		

2 収入内訳

(単位：円)

区 分	金額	備考
自 己 資 金		
借 入 金		
補 助 金	0	
そ の 他		
合 計	0	

※スペースが足りない場合は、適宜挿入の上、記入してください。

※全て消費税抜き（小数点以下は切り捨て）で計上してください。

令和4年度省エネ設備等導入支援事業補助金による取得財産管理台帳

区分 財産名	メーカー名	省エネ設備 等形式	製造番号又は シリアル番号	単価 (円) (税抜き)	設置工事 完了日 (年月日)	処分制 限期間 (年)	実施箇所の所在地 及び名称	省エネ設備等 本体補助 金額 (円)	備考

注 対象となる取得財産は、省エネ設備等のうち取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上のものとする。

様

一般財団法人鹿児島県環境技術協会
理事長 宮廻 甫允

令和 4 年度省エネ設備等導入支援事業 補助金交付確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった省エネ設備等導入支援事業については、令和 4 年度省エネ設備等導入支援事業補助金交付要綱第 21 条の規定により、下記のとおり確定しました。

記

補助対象経費及び補助金交付確定額

(1) 補助対象経費（事業費総額）	円
(2) 補助金交付確定額	円

一般財団法人鹿児島県環境技術協会
 理事長 宮廻 甫允 殿

所在地
 補助事業者 名称
 職・代表者名

令和 4 年度省エネ設備等導入支援事業 補助金振込口座届出書

令和 4 年度省エネ設備等導入支援事業補助金の交付先として下記の口座を届け
 出ます。

記

振込先

振込先口座	金融機関名				本・支店名			
	預金の種類	普通預金 ・ 当座預金						
	口座番号							
	フリガナ							
	口座名義							

通帳の見開き部分（金融機関名、支店名、口座名義人、口座番号が記載された部分）
の写しを添付してください。

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
法人等名称
代表者の職・氏名

令和 4 年度省エネ設備等導入支援事業
消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け鹿環協第 号で交付決定のあった令和 4 年度省エネ設備等導入支援事業について、令和 4 年度省エネ設備等導入支援事業補助金交付要綱別表第 5 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 鹿児島県補助金等交付規則第14条に基づく確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

(注) この報告書は、交付決定ごとに作成する。

一般財団法人鹿児島県環境技術協会
理事長 宮廻 甫允 殿

所在地
申請者 名 称
職・代表者名

令和 4 年度省エネ設備等導入支援事業 省エネルギー化状況報告書

令和 年 月 日付け鹿環協第 号により交付確定通知のあった省エネ設備等導入支援事業に係る省エネルギー化の状況について、令和 4 年度省エネ設備等導入支援事業補助金交付要綱第 28 条第 1 項により、下記のとおり報告します。

記

1 対象施設

事業所名	
補助金確定額	円

2 省エネルギー化による温室効果ガス(CO₂)削減目標

R3年度CO ₂ 排出量(t)	R6年度CO ₂ 排出量(t)	R3年度に対する CO ₂ 削減率(%)

3 CO₂排出量の実績及び削減率

区分	R4年度	R5年度	R6年度
CO ₂ 排出量実績(t)			
R3 年度に対する CO ₂ 削減率(%)			

4 前年度に実施した省エネルギー化の取組内容及びその効果、今後の課題

※CO₂排出量が前年度より増加した場合はその原因についても記入すること。

[記入要領]

- (1) 「令和 年 月 日付け鹿環協第 号」は、交付確定通知書の日付及び番号を記入すること。
- (2) 2～4については、補助事業を実施した事業所における排出量等を記入すること。
- (3) 「3 CO₂排出量の実績及び削減率」は「温室効果ガス排出量計算書」（第 1 号様式別紙 3－3）により算定し、記入すること。

一般財団法人鹿児島県環境技術協会
理事長 宮廻 甫允 殿

所在地
申請者 名 称
職・代表者名

令和 4 年度省エネ設備等導入支援事業 財産処分承認申請書

令和 4 年度省エネ設備等導入支援事業による取得財産を処分したいので、令和 4 年度省エネ設備等導入支援事業補助金交付要綱第 29 条及び第 30 条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 処分する取得財産等
 - (1) 品 目
 - (2) 取得年月日 令和 年 月 日
 - (3) 取得価格及び時価

- 2 処分の方法

- 3 処分の相手方
 - (1) 住 所
 - (2) 氏名又は名称

- 4 処分の理由

様

一般財団法人鹿児島県環境技術協会
理事長 宮廻 甫允

令和 4 年度省エネ設備等導入支援事業 取得財産等処分承認通知書

令和 年 月 日付けで承認申請のあった取得財産等の処分については、令和 4 年度省エネ設備等導入支援事業補助金交付要綱第 30 条第 3 項の規定により下記のとおり承認します。

記

1 処分する取得財産等

- (1) 品 目
- (2) 取得年月日 令和 年 月 日
- (3) 取得価格及び時価

2 処分の方法

3 処分の相手方

- (1) 住 所
- (2) 氏名又は名称

4 納付金額

一般財団法人鹿児島県環境技術協会
理事長 宮廻 甫允 殿

申請者 名 称
職・代表者名

令和 4 年度省エネ設備等導入支援事業 手続代行者届出書

令和 4 年度省エネ設備等導入支援事業補助金交付要綱第 33 条の規定により、下記の者に申請手続き等に関する代行業務を委託することとしたいので届け出ます。

記

手続代行者

法人名等	
所在地	〒
連絡先等	所属名 担当者名 電話番号 ファクス メール
手続き代行者に委託して補助事業を実施しようとする事業所	所在地 〒 事業所名